東京都足立区西綾瀬二丁目777番 畑　244㎡	髙橋　　林 東京都足立区四ツ家町411番地	
東京都足立区西綾瀬二丁目778番 畑　228㎡		
東京都足立区西綾瀬二丁目789番 畑　178㎡		
東京都小金井市本町六丁目1821番7 畑　6.61㎡	望月　乙彦 東京都中央区日本橋坂本町10	
東京都町田市森野六丁目433番2 畑　297㎡	小山　朝直 東京都南多摩郡町田町森野596	
東京都調布市西つつじヶ丘三丁目20番22 畑　49㎡	上原　文子 東京都杉並区下高井戸2の541	
東京都調布市西つつじヶ丘三丁目21番14 畑　79㎡		
東京都日野市大字新井898番2 畑　952㎡	川久保清作 東京都日野市大字新井31番地	耕作目的で貸付中
東京都八王子市小比企町2265番1 畑　205㎡	小坂初太郎 東京都南多摩郡由井村小比企1337番地	
東京都八王子市中野上町二丁目1100番 畑　452㎡	両角太兵衛 東京都八王子市天神町2番地	
東京都八王子市中野上町二丁目1101番 畑　347㎡		
神奈川県相模原市緑区千木良字神明台561番2 畑　342㎡	鈴木　重光 神奈川県津久井郡内郷村若柳30番地	
長野県長野市台ヶ窪2684番2 山林　95㎡	和田　　甫 長野県上水内郡浅川村大字西条2867番地	
長野県長野市台ヶ窪2685番2 山林　99㎡		
長野県長野市台ヶ窪2686番2 山林　99㎡	和田　　宏 長野県上水内郡浅川村大字西条2862番地1	
長野県長野市台ヶ窪2687番2 山林　76㎡	笠原　庄藏 長野県上水内郡浅川村大字西条2785番地	
静岡県掛川市上張字延上385番1 畑　142㎡	河井　弥八 静岡県小笠郡掛川町上張192番の1・193番の2	
静岡県菊川市赤土字政所586番 田　321㎡	八幡神社 静岡県小笠郡小笠村赤土294番地の1	
静岡県菊川市加茂字西狭間768番5 畑　81㎡	白松　半重 静岡県小笠郡加茂村71番地 白松　源八 静岡県小笠郡加茂村71番地 白松依嘉枝 静岡県小笠郡加茂村71番地 中野　只一 静岡県小笠郡加茂村71番地 土井　兼吉 静岡県小笠郡加茂村71番地	
静岡県磐田市豊浜中野字同所新田126番1 田　59㎡	安井　大吉 静岡県磐田郡豊浜村中野38番地	
静岡県熱海市泉元宮上分字中沢上240番15 山林　307㎡	青木　弘光 静岡県熱海市熱海891番地 青木　健吉 静岡県熱海市熱海866番地 青木　英雄 静岡県熱海市熱海972番地 青木　　經 静岡県熱海市熱海891番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成26年4月24日

農林水産大臣　林　　芳正

記

1国有財産の表示	2買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
石川県加賀市片山津町テ87番 公衆用道路 49㎡	下口　正夫 石川県江沼郡片山津町大字片山津	
石川県加賀市片山津町テ88番 公衆用道路 356㎡	村谷　政吉 石川県江沼郡片山津町大字片山津 橋本　清孝 石川県江沼郡片山津町大字片山津 中村又次郎 石川県江沼郡片山津町大字片山津 竹野　勝永 石川県江沼郡片山津町大字片山津 下口　芳雄 石川県江沼郡片山津町大字片山津	
石川県加賀市片山津町テ89番 公衆用道路 52㎡	坂本　定吉 石川県江沼郡片山津町大字片山津 京谷　次郎 石川県江沼郡片山津町大字片山津	
石川県加賀市片山津町テ90番 公衆用道路 78㎡	亀田　甚一 石川県江沼郡片山津町大字片山津 藤沢一次郎 石川県江沼郡片山津町大字片山津 村谷　政吉 石川県江沼郡片山津町大字片山津	
新潟県佐渡市旭字新畑1177番 原野　272㎡	田中　逸郎 新潟県佐渡郡吉井村大字旭497番地	
新潟県佐渡市旭字新畑1178番 山林　208㎡	田中　磯吉 新潟県佐渡郡吉井村大字旭	
富山県富山市婦中町袋字土手外87番2 田　233㎡	松永正次郎 富山県婦負郡婦中町袋568番地	
富山県富山市婦中町袋字土手外88番3 田　78㎡	松永浅次郎 富山県婦負郡婦中町袋568番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成26年4月24日

農林水産大臣　林　　芳正